都立羽村特別支援学校給食会計規約

都立羽村特別支援学校 令和5年4月1日校長決定

都立羽村特別支援学校における給食会計を以下のとおり定める。

1 給食費の負担

- (1) 学校給食に要する経費については、学校給食法等の各条項に定められた負担区分による。
- (2) 給食費は、食材料及び一部の簡易性容器(ゼリーカップ・アルミカップ等)の購入に限り支出できる。

2 給食会計

- (1)給食費は、学校の教育活動に要する経費のうち、東京都の予算(公費)によって賄われる経費以外の経費であり、私費会計(学校徴収金会計)とする。
- (2) 給食会計は、東京都立学校の管理運営に関する規則及び学校徴収金事務取扱規程に基づき処理する。
- (3) 収入及び支出は、原則として金融機関を経由して行う。ただし収入において試食代金や口座振替ができなかった場合は、現金による徴収も可とする。
- (4) 帳票類は必ず作成し、保存期間は文書管理基準表の定めるところによる。

3 給食費

給食費は一食単価で算定し、学校給食摂取基準、食品構成、物価動向、地域性を考慮して毎年決定する。決定後は速やかに保護者等に周知する。

- 4 給食費の徴収・返金
 - (1) 一食単価に年間実施予定回数を乗じ、徴収回数で除した額を1回当たりの徴収額とする。徴収回数は児童生徒は8回、教職員等は5回とする。
 - (2) 現金徴収については、受給回数等を考慮して別途定める。
 - (3) 徴収返金に伴い発生する手数料は保護者負担とする。
 - (4) 当該年度の残額が1回分(一食単価×受給対象者数)に満たない場合は、次年度会計へ繰り越す。
 - (5) 給食費の返金は、当該年度の残額が1回分を超えた場合に行う。
 - (6)返金時期は年度末とする。
 - (7)以下に定める場合は、原則として給食内容に還元するが、発注を完全に取り消すことができた場合は、返金の対象とする。
 - ア 学校教育法施行規則第63条(非常変災等による臨時休業)
 - イ 学校保健安全法第20条 (臨時休業)
 - ウ 交通機関の停止及びストライキによる場合
 - エ 学校・学部・学年行事等が延期になり、予備日に喫食しなくなった場合
- 5 予算・決算

毎年度、予算書・決算書を作成し、保護者等に周知する。

6 受給・欠食

受給・欠食については、「都立羽村特別支援学校給食受給・欠食規約」によるものとする。

7 その他

本規約に定めのない事項については、校長の下協議して処理する。